# オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官 天竜森林管理署長 吉松 重記

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 件 名 物件番号1 女子更衣室エアコン設置業務 詳細については別紙仕様書を参照

2 納入期限 令和7年11月21日(金)

3 納入場所 天竜森林管理署

4 見積書等提出の日時・場所

日時:令和7年10月31日(金)13時00分まで 場所:天竜森林管理署 総務グループ(経理担当)

※ 郵便による提出を認める。

※ 電子調達システムによる見積提出も可能。

#### 5 提出書類

(1) 見積書

見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、<u>必ず日付をご記入ください</u>。なお、物品ごとの内訳金額記載を 必須としております。税抜き、税込み金額がわかるように記載してください。ただし、<u>電子調達システムへの入</u> 力は税抜き価格となることにご注意ください。

- (2) 下記7の資格を証明できる書類の写し
- ※ 郵送する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- ※ 電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日から1週間以内
- 7 必要な資格等 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、東海・北陸地域の競争参加資格(「役務の提供」)を有する者であること。

## 8 その他

- (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積 心得」を必ず確認してください。
- (2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
- (3) 仕様書の種別3となっている物品のうち、例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積もりする場合は、<u>令和</u>7年10月24日(金)13時00分までに担当者に必要書類を確認の上提案し、了承を得てください。
- (4) 請書作成の要否 契約金額に応じ作成

以上

(担当:総務グループ 経理担当) (電話:053-588-5591)

#### 天竜森林管理署女子更衣室エアコン設置業務 仕様書

1 件名

天竜森林管理署女子更衣室エアコン設置業務

2 数量

別添「設計内訳書」のとおり

3 機器仕様

別添「設計内訳書」のとおり

4 履行場所

静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1 天竜森林管理署 1階 女子更衣室

- 5 作業内容
- (1) 納入した機器等は、納入及び設置を期限までに行うこと。
- (2) 上記で指定した履行場所への配布作業、既設機器との入替作業及び取外した機器の 運搬は請負者が行うこと。
- (3)動作確認までをもって納品とする。
- 6 技術者の配置

作業に当たっては、第二種電気工事士、その他必要な資格を有する者を配置すること。

7 納入及び設置期限

令和7年11月21日(金)午後4時までの動作確認、納品を完了すること。

- 8 保守
- (1) 納入後1年以内に請負者の責任により欠陥が発生した場合、請負者の負担により指定する期日までに、欠陥の補修または代品の納入を行うこと。
- (2) 適正な運用のもとで発生した設備の故障については、部品交換、設備の配送(往復)にかかる一切の費用を含めた復旧作業を発注者・請負者双方協議の上行うこと。
- 9 写真管理

工事過程を下記の撮影基準により写真撮影を行う。

- (1) 作業前・作業中・作業後の近景及び全景写真。
- (2) 作業前・作業中・作業後が明瞭に判断できる写真。(更新部等の有無がわかるアップ写真)
- (3) 施工開始前及び工事完了後の写真。
- 10 安全対策
- (1) 工事施工に当たっては、関係法規を遵守し、災害の防止に努めること。
- (2) 本工事の施工中、破片・塵埃その他の飛散物により第三者に損害及び危害を与えないために必要な措置を講ずること。

#### 11 守秘義務

本業務の履行に関連して知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。

#### 12 その他

- (1) 本工事実施のための諸施設及び労務者の管理について、関係労働法、その他の法律に定めるところによるものとする。
- (2) 仕様書に記載のない場合又は、本工事箇所について不明な点が生じた場合は、監督職員の指示による。
- (3) 作業時間は、近隣住居者の迷惑とならない常識的な時間帯 (8:30~17:00 等) を設定する。
- (4) 入居者及び近隣住居者に対し、事前に工事概要を説明し、環境保全等で紛争を生じさせないように努めること。また、紛争が生じたときは監督職員に報告するとともに、請負人の責任において遅滞なく解決を図る。
- (5) 本工事完成に際して、現場の後片付け整理を行う。
- (6) 作業中に衛生設備本体又は周辺設備に不良が発覚した場合は、迅速に欠陥の補修又は代品の納入を行うこと。
- (7) 施工実施日を事前に発注者と協議し、入居者に事前通達を行い、施工について支障がないようにすること。
- (8) この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、当方・請負者双方協議の上定めることとする。

## 天竜森林管理署 女子更衣室エアコン設置業務 設計内訳書

番号	物品名	規格・品質			数量	単位
号		規格・品質	種別	例示品		
1	エアコン室内機	6畳用 冷暖房兼用 壁掛け型 基準エネルギー消費効率6.6以上 冷媒の地球温暖化係数、漏えい防止、回収への配慮 等に関する情報が開示されていること	3	富士通ゼネラル AS-L225S-W	1	佔
2	エアコン室外機	1に対応するもの	3	富士通ゼネラル AO-L225S	1	台
3	室内機取り外し工事	壁埋め込み型(ダイキン S40AMV)	2	-	1	式
4	関連工事	穴あけ:1箇所、木造 設置個所:室外機・室内機共に1階 石綿事前調査(書面・目視)、石綿穴あけ工事、電 源延長施工含む	2	-	1	式
5	配管カバー	2分3分ノーマルタイプ ダクト3m、ウォールコーナー、端末カバー含む	2	-	1	式
6	エアコン処分	リサイクル料、収集運搬料含む	2	_	1	式

種別: 1規格・品質欄の規格品

2 規格・品質欄の指定内容を満たす物品

3 規格・品質欄の例示品または例示品と同等の品質・規格を満たす物品

#### 1.納入

納入場所は天竜森林管理署(静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1) 納入期限 令和7年11月21日

#### 2.その他

種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には担当者に予め確認し了解を得ることとする。また、詳細な事項及び本使用に定めの無い事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせをすること。

# 女子更衣室図面及び現況写真

建築年月: 平成13年12月

構造: 木造2階建て(※作業箇所は1階) 外壁素材: 防火サイディング(ニューウッド) 内壁素材: 石膏ボード ビニールクロス貼り

## 写真

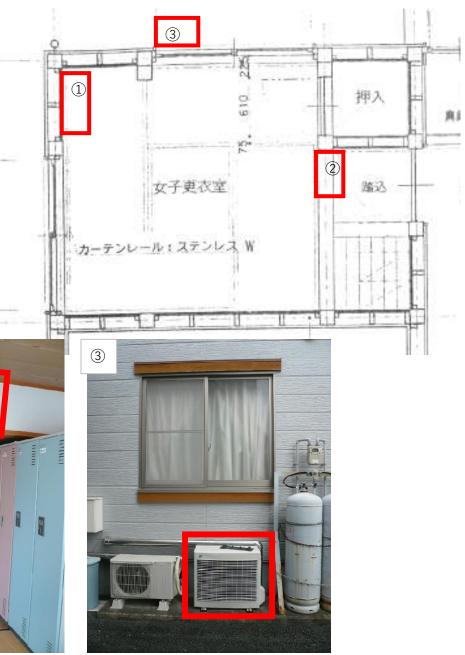
①:エアコン設置予定箇所(幅800mm程度)

②:エアコン撤去予定箇所

③:室外機撤去·設置予定箇所







# オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

- 1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和07·08·09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、東海・北陸地域の競争参加資格(「役務の提供」)を有する者であること。 ※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。
- 2. 見積依頼書及び仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

天竜森林管理署 総務グループ 経理担当(16050-3160-5670)

〒434-0012 静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1

- ※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きしてください。
- ※見積書の宛名は「天竜森林管理署長」としてください。
- 3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。(契約金額により省略する場合もあります。)

- 4. その他
- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者への見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。
- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

#### 関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号 関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者(以下「見積人」という。)は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

#### (見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約 担当官等をいう。以下同じ。)から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければなら ない。

#### (見積等)

- 第3条 見積人は、見積依頼書(ロ頭による見積依頼を含む。以下同じ。)、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。
- 2 見積人は、見積書(様式第1号又は任意の様式)を作成し、封かんの上、見積人の氏名(法人に あっては、法人名)、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなけれ ばならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出 することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あ て提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状(様式第2号)を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

### (公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等 に抵触する行為を行ってはならない。

#### (無効の見積り)

- 第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。
  - 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
  - 二 記名を欠く見積り
  - 三 金額を訂正した見積り
  - 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
  - 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他 の見積人の代理をした見積り
  - 六 見積時刻に遅れてした見積り
  - 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
  - 八 暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められ た見積り

#### (契約の相手方の決定)

- 第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。
- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。 この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは 無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に 行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限 度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官 等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした 者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該 見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせ るものとする。

#### (契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名 押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法 律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを 契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに 請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が 必要がないと認めた場合は提出を要しない。

#### (異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### (その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

#### 财 目

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

#### 附則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

#### 附則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、 また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

# 契約条件書(役務)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙 と呼称する。
- 2 乙は、作業を終了したときはすみやかにその旨を甲に通知する。
- 3 甲は通知があった日から 10 日以内に検査を行うものとし、甲の検査の合格をもって契約 の履行を完了したものとする。
- 4 検査が不合格であったときは、作業終了期限又は甲の指定した期限内に手直し等を行い、 再度甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 5 乙は作業期限までに作業を終了することができないときは、すみやかに作業期限の延長を 申し出るものとする。
- 6 乙は天災その他不可抗力による場合以外で、作業期限までに作業を終了できないときは、 遅延日数に応じ、遅延した部分の作業の契約金額に対し年 3.0 パーセントの遅滞違約金を 甲に支払うものとする。
- 7 乙は、契約の履行を完了したときは、契約代金の支払を請求することができる。
- 8 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内(以下「約定期間」という。)に代金を支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙へ返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数はこれを約定期間に算入しないものとする。
- 9 甲の責に帰する理由により約定期間を経過して支払遅延となった場合は、乙は甲に対し 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規 定による支払遅延利息を請求することができる。
- 10 契約完了後1年以内に作業内容にかくれたかしがあった場合は、乙は甲の指示に従い、作業の手直し等の措置を行うものとする。
- 11 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 12 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 13 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

# 提案書

分任支出負担行為担当官 天竜森林管理署長 吉松 重記 あて

> 会社名 住所 連絡先

下記同等品として提案いたします。

 公告日
 令和
 年
 月
 日

 件名

五口	л – п	14 安口
番号	例示品	提案品
○番		
	+日 +々 ナ、 い	+日 +々 ナ、 い
	規格など	規格など